

転院搬送ガイドライン

館林地域メディカルコントロール協議会

消防機関の救急車（以下「消防救急車」）による転院搬送の具体的な流れについて

— 緊急性がない場合 — 消防救急車での搬送は原則行いません。

- ① 救急業務に該当する転院搬送の要件(*1)を満たさない要請については、消防救急車による転院搬送を原則お断りします。
- ② 自院で所有する車両もしくは患者等搬送事業者等を御利用下さい。

— 緊急性がある場合 — FAX送信、119番通報で依頼となります。

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れ可能なことを確認してください。搬送先医療機関の確保・連絡は、消防では行いません。
- ② 消防救急車を利用する場合、**転院搬送依頼書（別紙）**に必要事項を記入の上、FAXにより**消防本部指令救急課**に送信した後、**119番通報**を行い、到着した救急隊に、当該依頼書をお渡しください。依頼書を送付するいとまがない場合は、119番通報のみを行い、到着した救急隊に、当該依頼書をお渡しください。

消防本部指令救急課 FAX：0276-72-3318

- ③ **消防本部指令救急課**が転院搬送依頼書を受信し、119番通報を受けましたら、搬送元医療機関直近の救急隊に出場指令を出します。
- ④ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いします。
- ⑤ 搬送時には、患者とともに医師が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。
 - ※ 医師が同乗できない場合は看護師の同乗をお願いいたします。
 - ※ やむを得ぬ事情があり、医師又は看護師が同乗できない場合は、搬送元医療機関の担当医が、患者・家族等に対して同乗できない旨を説明されたうえで、同意を得ていただく必要があります。その上で転院搬送依頼書に必要事項を記載・署名していただいた後、救急隊に対して観察・処置等の必要な申送りをお願いします。
- ⑥ 転院搬送先から到着時間の指定がある場合の依頼については、救急車の出動状況により、指定時間に到着できない場合があります。

*1 消防救急車による転院搬送の要件

以下のすべてを満たすこと

- 1 緊急に高度医療・専門医療等が必要な傷病者等で、当該医療機関での治療が困難であること
- 2 搬送先医療機関の受入れの了解が得られていること
- 3 他に適当な搬送手段がないこと
- 4 転院搬送依頼書を提出すること
- 5 原則として医師又は看護師が同乗すること